

其の四

# 生命保険会社の財政状態を見る

さて、ここからは、ディスクロージャー誌の「財産の状況」に記載されていて、決算状況を知るうえで基本となる「貸借対照表」や「損益計算書」などの財務諸表を見るための解説をしていきます。

「貸借対照表」は決算期日における会社の財政状態を表しています。生命保険会社の負債の大部分は責任準備金で、それをどのような資産で運用しているかが示されています。

## 生命保険会社の貸借対照表の特徴は？

**貸借対照表**は、その会社の決算期末における財政状態を明らかにするために、全ての**資産・負債**および**純資産**を記載しているもので、左側が「資産の部」、右側が「負債の部」「純資産の部」となっています。

貸借対照表では、左側の「資産の部」の合計額と、右側の「負債の部」「純資産の部」の合計額が一致しています。

- 資産**・・・一定時点における調達資金で、運用あるいは管理の対象となっているもの
- 負債**・・・債務（および債務と同じく将来資産が減少しまたは役務の提供を必要とするもの）
- 純資産**・・・資産と負債の差額

$$\text{資産の部} = \text{負債の部} + \text{純資産の部}$$

生命保険会社の貸借対照表も、その財政状態を表していることでは一般の企業と同じです。しかし、生命保険会社の性格上、一般の企業と異なる点があります。

主な特徴としては、(1) 貸借対照表の左側に記載されている「資産」は、一般の企業のように流動・固定の区分ではなく、銀行と同様、どのように運用しているのかわかるように資産

運用の形態（現金および預貯金、金銭の信託、有価証券、貸付金など）により区分していること、(2) 貸借対照表の右側に記載されている「負債」は、一般の企業のように流動・固定の区分をせず、また、その大部分が将来の保険金などの支払いを確実にするための責任準備金などであること、などがあげられます。

### ■ 貸借対照表

資産の部	負債の部	
● 現金及び預貯金	● 保険契約準備金（責任準備金など）	
● コールローン	● 価格変動準備金	
● 金銭の信託	⋮	
● 有価証券（国債、社債、株式など）	小 計	
● 貸付金	純資産の部	
● 有形固定資産	（相互会社）	（株式会社）
⋮	● 基金	● 資本金
	● 基金償却積立金	● 資本剰余金
	● 剰余金	● 利益剰余金
	⋮	⋮
	小 計	
合 計	合 計	

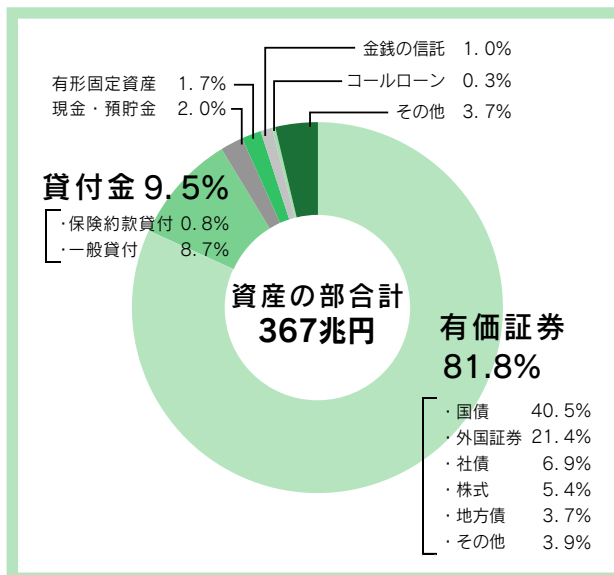
## どのような資産で運用されているかを見る

生命保険会社の資産は、その大半が将来の保険金などの支払いを確実にするための責任準備金に対応しているという特性から、**安全性、収益性、流動性**の原則にもとづいて運用されています。また、その資産は多数のご契約者から払い込まれた保険料の集積であり、運用も広く経済の各分野にわたっていることから、**公共性**も求められます。生命保険会社は、これらの原則などを踏まえ、適切に資産を配分しリスク分散を行うことによって、安全性に配慮したうえでより多くの運用収益を安定的に獲得することを目指しています。

貸借対照表の資産の部を見ると、その生命保険会社の総資産の内訳がわかります。主な資産は、現金及び預貯金、コールローン、金銭の信託、有価証券（公社債・株式・外国証券など）、貸付金、有形固定資産（不動産等）などです。

生命保険会社全社の総資産の資産構成は、有価証券 81.8%、貸付金 9.5%、現金及び預貯金 2.0%、有形固定資産 1.7% などとなっています（平成 27 年度末）。

■ 平成 27 年度末の資産構成（生命保険会社全社合計）



## 参考

### 統合的リスク管理

**統合的リスク管理**とは、保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等と比較・対照し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー一面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことです。

保険会社がさらされているリスクは、それぞれが独立

に存在するのではなく、相互に関連しあつて保険会社に影響を及ぼしている上、複雑化、多様化しています。保険会社は各リスク（保険引受リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等）を個々に管理するのみならず、自らの業務の規模・特性やリスク・プロファイルを踏まえ、全社的な観点からリスクを包括的に評価し、適切に管理していくことが重要となります。

※生命保険会社のリスク管理の情報は、ディスクロージャー誌の「リスク管理」などの項目に記載されています。

## 有価証券

有価証券投資は生命保険会社の資産運用の柱の一つであり、国債・社債・地方債などの公社債、株式、外国証券などに投資しています。有価証券の保有により、利息や配当を得るとともに、価格変動を利用した売買による利益の獲得（キャピタルゲイン）が期待されます。また、値上がりした有価証券の帳簿上の価額との差は含み益となり、リスクに対する備えとなります。逆に期待される利息・配当が得られなければ、予定利息を満たさず逆ざやとなるおそれもあり、また、価格が下落するおそれもあることから、適切なリスク管理が求められます。

有価証券は、その保有目的により決算時の処理が異なります。生命保険会社ではその保有目的に応じて5つに区分（①**売買**

**目的有価証券**、②**満期保有目的の債券**、③**責任準備金対応債券**、④**子会社・関連会社株式**、⑤**その他有価証券**）し評価します。

有価証券などの時価は市場を通じ日々変化しているため、保有している有価証券の時価と帳簿価額の差額の情報は重要です。ディスクロージャー誌では、保有している有価証券の時価情報として、帳簿価額、時価、差損益を開示しています（11 ページ「含み損益」参照）。

また、ディスクロージャー誌には、有価証券に関する明細表として、残存期間別の明細表、公社債の期末残高利回り、株式の業種別明細表などが掲載されており、より詳細な分析を行うことができます。

## STEP UP! 有価証券の評価



区分	定義	貸借対照表上の評価基準	評価差額（※1）の取扱い
売買目的有価証券	短期間の時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価	当期の損益として損益計算書に計上（※2）
満期保有目的の債券	満期まで保有する意図をもって保有する社債その他の債券	償却原価	—
責任準備金対応債券	金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券	償却原価	—
子会社・関連会社株式	—	原価	—
その他有価証券	上記に区分される以外の有価証券	時価	原則、評価差額を損益計算書に計上せず、貸借対照表の純資産の部に計上

（※1）評価差額とは帳簿価額と時価との差額のことです。

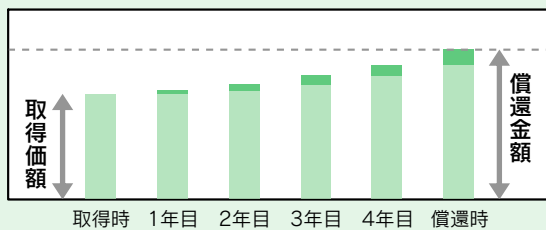
（※2）計上した損益は、翌期の始めに振り戻すことが望ましいとされています（洗替方式）。

### 償却原価法

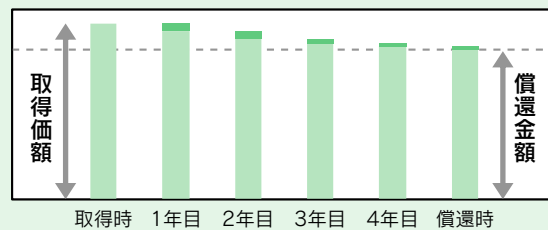
償却原価とは、償還金額より安く（高く）取得した場合に、その差額を利益（損失）として償還時に一度に計上せず、保有期間に応じて毎期利息として計上し、当期に配分すべき金

額を帳簿価額に加算（減算）した価額のことです。この場合の利益は利息及び配当金等収入に計上され、損失は利息及び配当金等収入にマイナスで計上されます。

#### ■ 償還金額(債券金額) > 取得価額 の場合(例)



#### ■ 償還金額(債券金額) < 取得価額 の場合(例)



### 責任準備金対応債券

保険会社の負債の特性を考慮し、保険会社だけに認められた区分です。生命保険会社の負債は、契約時に固定された予定利率により積み立てられる責任準備金（きわめて長期の負債）が大部分を占めます。生命保険会社は、こうした負債の特性を踏まえ、**ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント＝資産と負債を総合的に把握し管理すること）**手法を活用して資産運用を行っています。このALM手法の一環として、長期固定金利の負債の金利変動リスクを相殺するため、長期の債券を保有しています（負債を時価で

とらえた場合、金利が低下すると時価が上昇するが、一方で資産の時価も上昇する）。

これらの債券が「その他有価証券」の区分に計上され、資産側だけ時価評価されると純資産の額が変動し財務状態が適切に反映されないおそれがあります。そこで、資産と負債の金利変動によって生じる時価の変動を概ね一致させるような管理を行っている債券については、「**責任準備金対応債券**」として、償却原価法による評価が認められています。

### その他有価証券の評価差額金

その他有価証券には、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式のいずれにも分類されない株式や債券などが含まれます。その他有価証券は時価により評価されます。評価差額は、原則、損益計算書に計上することなく、純資産の部に評価差額を計上（差損の場合はマイナス表示）します。その際、評価

差額金がプラスの場合、将来利益として実現すると税金の負担が生じることから、相当額を繰延税金負債に計上します（マイナスの評価差額金の場合は将来税金の負担軽減となることから繰延税金資産に計上します）。

（17 ページ「税効果会計」を参照してください）

其の壹

其の貳

其の参

其の肆

其の伍

其の六

巻末付録

## デリバティブ取引

通貨、金利、債券、株式などの原資産と呼ばれる金融商品から派生した取引で、原資産の価格に依存して理論価格が決定される**金融派生商品**の取引をいいます。生命保険会社は主に保有

資産・負債に関するリスクをヘッジする目的で利用しています。具体的には次のような取引があります。

先物取引	・・・ある資産を将来のある期日に一定の価格で売買することを約定する取引
オプション取引	・・・ある資産を、将来のある期日に、一定の価格で購入するあるいは売却する権利の取引
スワップ取引	・・・将来発生するキャッシュ・フローを異なる経済主体同士で交換する取引。異なる通貨を交換する通貨スワップ、固定金利と変動金利を交換する金利スワップが代表的です。
為替予約（為替先渡取引）	・・・将来の一定日または一定期間に特定の為替相場場で外国為替を売買することを定めた予約を行う取引をいいます。

デリバティブ取引の期末の評価損益に相当する額を、貸借対照表上の資産、負債の部（「金融派生商品」）にそれぞれ計上します。

情報として、取引の内容、利用目的、リスク管理体制などの定性的な情報を記載するとともに、取引種類ごとの時価情報を掲載しています。

また、ディスクロージャー誌では、デリバティブ取引に関する

## 貸付金

生命保険会社は資産運用の一環として、企業などに貸付を行い利息収入を得ています。貸付は有価証券と並ぶ資産運用の柱です。ディスクロージャー誌では、貸付金の残存期間別、企業規模別、地域別、担保別などの明細が掲載されています。

生命保険会社にとって、貸付金の元本や利息の返済が正常に行われるかどうかは、資産の健全性を維持する上で重要な問題です。生命保険会社においてもバブル経済崩壊以降の厳しい環境下で不良債権が発生しましたが、企業への貸付姿勢が比較的保守的であったために深刻な状況ではなかったといえます。

不良債権は全てが回収不能というわけではなく、担保の分は回収が可能といえます。それ以外の部分については、原則として個別に回収不能額または回収不能見込額を算出し、貸借対照表の貸倒引当金に**個別貸倒引当金**を設けて引き当てています。さらに**一般貸倒引当金**として、貸倒実績率等合理的な方法により算出した貸倒見込額を計上します（資産の部にマイナス計上）。

また、貸付金のうち返済の見込みがなくなった額を貸借対照表の貸付金から減額する**直接償却**という方法もあります。

# STEP UP! 不良債権の開示

生命保険会社は、貸付金などの債権について、債務者の財政状態および経営成績等にもとづき、以下の4区分に分類した「債務者区分による債権の状況」を開示しています。

このうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に区分されたものの合計が不良債権にあたります。

区分	内容
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
②危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
③要管理債権	3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金。 ●3カ月以上延滞貸付金…元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（①及び②に掲げる債権を除く）のこと。 ●条件緩和貸付金……債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（①及び②に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く）のこと。
④正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

なお、不良債権については、上記に加え、従来より、貸付金のうち返済状況が正常ではない債権を「リスク管理債権」として開示しています。



## 有形固定資産

有形固定資産には、土地、建物、リース資産、建設仮勘定、その他の有形固定資産が含まれます（資産運用に関する指標などでは、土地、建物、リース資産、建設仮勘定をまとめて「不動産」と記載する場合があります）。土地とは投資用建物・営業用店舗・社宅などの土地、建物とは投資用建物・営業用店舗・社宅など、リース資産とはリース物件・リース投資資産のこと

です。建設仮勘定とは不動産の取得に伴って支出した金額で、引き渡しを受け、それぞれ土地・建物などの本来の科目に振り替えるまでに一時的に計上する勘定のことです。その他の有形固定資産は、有形固定資産のうち、土地、建物、リース資産、建設仮勘定に計上されないもので、自動車・コンピュータ・備品などが含まれます。

## 負債の大部分である責任準備金について考える

生命保険会社の負債の内容は、責任準備金、支払備金、社員（契約者）配当準備金からなる**保険契約準備金**が大半で、その他、価格変動準備金（26 ページ参照）などがあります。

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金で、法令により積み立てが義務づけられています。責任準備金の性格については前述のとおり（5 ページ参照）ですが、実際の積み立ては、**標準責任準備金制度**によりなされ、計算に使用する予定率は保険料のそれとは異なる場合があります。

個人向けの生命保険商品の多くは、金融庁が標準レベルを設定する標準責任準備金制度により積み立てがなされます。標準責任準備金制度では、平準純保険料式で積み立てることとされ、予定死亡率は日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が検

証したもの、予定利率は国債の利回りを基準に健全な水準に設定されたもの（平成 28 年度の平準払商品の新契約に適用されるものは 1.0%）とされています。予定死亡率や予定利率は契約時に固定され、その契約群団が消滅するまで同じ予定率を使用します。標準責任準備金制度の対象とならない保険契約についても原則として平準純保険料式により積み立てることとされています。

なお、貸借対照表上の「責任準備金」には、26 ページで説明する危険準備金が含まれます。

また、ディスクロージャー誌には、責任準備金の内容について分析するため、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険などの区分ごとに残高が開示され、さらに個人保険と個人年金保険については、契約年度（2010 年度以前は 5 年ごと）とその予定利率が開示されています。

## STEP UP! 責任準備金の積立方式

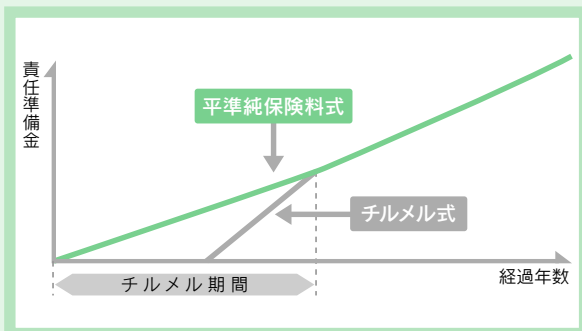
平準純保険料式とは、事業費が保険料払込期間にわたって毎回一定額（平準）と想定し、責任準備金を計算する方式です。

生命保険会社の事業費は、現実には営業職員・代理店への報酬、保険証券の作成費用、医師への診査手数料などの経費の支払いのため、契約初年度は多額になるのが一般的です。これを考慮し、事業費を初年度に厚くし、初年度以降、一定の期間（チルメル期間といい、5 年、10 年などの期間があります）で償却すると想定し、責任準備金を計算する方法を「**チルメル式**」（チルメルというドイツ人が考案）といいます。

「平準純保険料式」と「チルメル式」とを比べた場合、予定死亡率及び予定利率等の計算基礎率が同一であれば、チルメル期間中は、平準純保険料式のほうがチルメル式よりも責任準備金は多くなりますが、最終的には責任準備金の額は一致します。チルメル式についても合理的な積立方式ですが、平準純保険料式はより健全性を追求したものといえます。

なお、新設会社で保有契約に比べて新契約の割合が高く、

### ■ イメージ図（養老保険の場合）



平準純保険料式による積み立てが困難な場合などでは、平準純保険料式によらず、チルメル式など他の合理的な方式による積み立てが認められます。

ディスクロージャー誌では、責任準備金の積立方式や平準純保険料式により計算した責任準備金に対する積立率などが開示されています。

参考

一般勘定と特別勘定

**特別勘定**は、変額保険や変額個人年金保険などで、その運用実績を直接保険金等に反映することを目的として、他の勘定と分離して運用する勘定です。**一般勘定**は、特別勘定を除いた資産を運用管理する勘定です。

生命保険会社によっては、団体年金分野（厚生年金基金保険、国民年金基金保険等）においても、一部特別勘定を設けています。

税効果会計

**税効果会計**は、会計上の資産・負債の金額と課税所得上の資産・負債の金額との間の相違を、会計理論上合理的に対応させるための会計手法です。

例えば、不良債権の償却は会計上費用と見なされますが、税務上は全額損金計上されるとは限りません。従って、従来の会計では不良債権の償却を進めた年度や有税の準備金を積み増した年度には、減益なのに法人税等負担が増えるといったずれが生じることがありました。

税効果会計においては、法人税等負担の増加を税金の前払いと見て資産計上し、法人税等の調整を行います。具体的には、前払税金（未払税金）として資産（負債）

計上される場合には**繰延税金資産（負債）**として貸借対照表に表示するとともに、これら繰延税金資産・負債の増減（「その他有価証券」にかかわるものは除く）を**法人税等調整額**として損益計算書に表示します（繰延税金資産・負債、法人税等調整額等の勘定科目は、税効果会計の適用に伴い生じます）。

生命保険会社の繰延税金資産の発生原因は、危険準備金や価格変動準備金などの有税での準備金積み立てといった生命保険会社固有のものによる比率が高くなっています。

子会社等の状況

生命保険会社は、子会社等を含めた企業グループとして**連結財務諸表**を作成することが義務づけられ、あわせてディスクロージャー誌で主要な業務や財産の状況などを開示しています。

連結財務諸表とは、親会社と子会社といった支配従属関係にある2つ以上の企業グループについて、親会社はその企業グループに関して作成する連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結基金等（株主

資本等）変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書のことです。

近年、子会社を通じての海外進出等の経済活動が拡大するなど、企業を取り巻く環境が著しく変化中、保険会社経営において連結経営を重視する傾向が強まるとともに、企業グループの抱えるリスクとリターンを的確に判断するため、連結情報に対するニーズが一段と高まってきています。

